

こうとう健康チャレンジ業務委託 プロポーザル実施要領

区民の皆さんがスマートフォン歩数計アプリ「(以下スマホアプリ)という。」を用い、健康づくりの運動等に付与されたポイントを物品の交換等に活用できることによって、区民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組み、江東区が策定した江東区健康増進計画(平成31年3月)の総合目標である「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」に資する環境づくりを行うことを目的として、公益財団法人江東区健康スポーツ公社(以下「当公社」という。)主催の「こうとう健康チャレンジ(以下「本事業」という)」を実施する。

本事業の運営にあたっては、健康ポイント事業の企画運営に精通し、柔軟な創意工夫により業務を遂行できる事業者に業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式による選定審査(以下「プロポーザル」という。)の実施により受託候補者を選定する。

1 委託業務の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 件名 | こうとう健康チャレンジ業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「こうとう健康チャレンジ業務委託概要」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月) |
| (4) 履行場所 | 江東区健康センター(江東区東陽2-1-1)及び当公社指定の場所 |
| (5) 対象 | 18歳以上の江東区在住の区民8,000人程度 |
| (6) 予算上限額 | 16,823,400円(税込) |

2 応募資格等

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 応募資格

地方自治体等が行う健康ポイント事業の受託実績がある者。

(2) 資格制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

ア 国税及び地方税を完納していない者。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者であって復権を得ていない者等をいう)。

ウ 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)に基づく指名停止措置を受けている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生会社若しくは開始前会社。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある者。

3 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を必要とする。

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

内 容	日 程
実施要領の公表期間	令和6年2月1日（木）～令和6年2月14日（水）
質問受付期間	令和6年2月1日（木）～令和6年2月7日（水）
質問回答期限	令和6年2月9日（金）
応募申込書・企画提案書の提出期限	令和6年2月14日（水）17時厳守
第一次審査結果通知日	令和6年2月21日（水）予定
第二次審査（プレゼンテーション日）	令和6年3月4日（月）予定
選定結果公表	令和6年3月5日（火）予定

5 参加手続

（1）実施要領の公表

- ① 期間：令和6年2月1日（木）～令和6年2月14日（水）17時まで
- ② 方法：当公社ホームページにて公表

（2）質疑・回答

- ①質問受付期間：令和6年2月1日（木）～令和6年2月7日（水）17時まで
- ②質 問 方 法：所定の質問書（様式3）に質問の要旨を簡潔に記載し、以下のメールアドレスへ電子メールで送信すること。メールの件名は、「事業者選定質問書（事業者名）」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。メールアドレス：keiyaku@koto-hsc.or.jp
- ③回 答 方 法：質問への回答は当公社ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

6 提出書類等

(1) 提出書類及び部数

書類	部数	提出期限
応募申込書（様式1）	1部	令和6年2月14日（水）17時まで
宣誓書（様式2）	1部	
受注実績一覧表	8部	
会社概要	8部	
企画提案書	8部	
見積書	1部	

※見積書宛名は「公益財団法人江東区健康スポーツ公社契約担当者」とする。

(2) 提出先及び提出方法

公益財団法人江東区健康スポーツ公社 事務局管理係（江東区健康センター内。江東区東陽2-1-1）へ持参 ※提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

7 企画提案書の作成要領

(1) 書式

- ① A4版とし、表紙・目次・提案事項の順で作成すること。
- ② 事業者名の記載は、表紙のみとすること。
- ③ 片面印刷とし、ページ番号を付けること。
- ④ 枚数制限は設けない。

(2) 提案内容

別紙「こうとう健康チャレンジ業務委託概要」のとおり。

8 選定方法

受託候補者の選定は公募型プロポーザル方式による。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出期限までに全ての書類の提出が完了した事業者（以下「応募事業者」と言う。）より提出された企画提案書等により書類審査を実施し、上位の3事業者程度を第二次審査対象事業者とする。

(2) 第二次審査

第二次審査対象事業者によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行う。なお、プレゼンテーションは予め提出した企画提案書等に基づき、25分以内で行うこと。その後の質疑応答は10～15分程度とする。

① 実施日

令和6年3月4日（月）予定

② 実施場所

江東区健康センター 1階 医師控室（江東区東陽2-1-1）

③ その他

必ず本事業の業務担当者がプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションにおいて、パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。プロジェクター及びスクリーンは当公社で用意する。

(3) 選定結果の通知

① 第一次審査

令和6年2月21日（水）予定 全ての応募事業者に電子メールで結果を通知。

② 第二次審査

令和6年3月5日（火）予定 選定又は非選定の結果を第二次審査対象事業者に通知。また、審査結果（受託候補者）を当公社ホームページに掲載。

(4) 主な評価項目

① 提案内容における開催目的・主旨との合致性

② 実現性・安全性

③ 提案価格

④ 総合評価

※別紙「評価基準」を参照

(5) 受託候補者の決定・契約

評価基準に基づき審査を行い、最も高い評価を得た第二次審査対象事業者を受託候補者に選定し、契約締結手続きを行う。なお、受託候補者が辞退等の理由により契約を締結できない場合には、次に高い評価を得た第二次審査対象事業者を受託候補者とする。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。

② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合。

③ 見積金額が委託上限を超える場合及び見積書宛名に誤りがあった場合。

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合。

⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

9 その他

(1) 応募申込書を提出した後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び見積書を提出した後に差替え及び再提出をすることはできない。ただし、当公社から指示を受けた場合を除く。

(3) 当公社の必要に応じ、書類の追加提出を求める場合がある。

(4) 本プロポーザルへの参加にあたり要する費用は、当該事業者の負担とする。

10 申込み及び問合せ先

公益財団法人江東区健康スポーツ公社

事務局管理係 担当 横田・津田

江東区健康センター（江東区東陽2-1-1）

電話：03-3647-5402

FAX：03-3647-5048